

## 趣旨

- 消費者基本計画(平成27年3月24日閣議決定)を踏まえ、  
どこに住んでいても質の高い相談・救済を受けられ、安全・安心が確保される地域体制を全国的に整備
- ✓ 地方消費者行政のための交付金を通じ、地方における計画的・安定的な取組を支援
- ✓ 地方の自主性・独自性を確保しつつ、交付金を通じた当面の政策目標を設定

## 当面の政策目標

- 都道府県ごとに以下の目標を達成することを目指し、地方公共団体の取組を支援

### ＜政策目標1＞相談体制の空白地域の解消

- 1-1 相談窓口未設置の自治体(市町村)を解消

### ＜政策目標2＞相談体制の質の向上

- 2-1 消費生活センターの設立促進  
(人口5万人以上の全市町及び人口5万人未満の市町村の50%以上)

#### 【消費生活相談員】

- 2-2 管内自治体(市区町村)の50%以上に配置
- 2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ
- 2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)

### ＜政策目標3＞適格消費者団体の空白地域の解消

- 3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)における適格消費者団体の設立支援

### ＜政策目標4＞消費者教育の推進

- 4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)

### ＜政策目標5＞「見守りネットワーク」の構築

- 5-1 消費者安全確保地域協議会の設置(人口5万人以上の全市町)

# 「地方消費者行政強化作戦」の進捗状況

## ●平成26年4月1日から平成27年4月1日の1年間の進捗状況

<p>&lt;政策目標1&gt; 相談体制の空白地域解消</p> <p>1-1 相談窓口未設置の自治体を解消</p>	<p>&lt;未設置地方公共団体&gt;</p> <p>4市町村 → 0市町村</p>
<p>&lt;政策目標2&gt; 相談体制の質の向上</p> <p>2-1 消費生活センター設立促進</p> <p>①人口5万人以上の全市町</p> <p>②人口5万人未満の市町村50%以上</p> <p>【消費生活相談員】</p> <p>2-2 管内自治体の50%以上に配置</p> <p>2-3 資格保有率を75%以上に引き上げ</p> <p>2-4 研修参加率を100%に引き上げ(各年度)</p>	<p>&lt;達成都道府県(設置・配置市町村数、資格保有者数等)&gt;</p> <p>19府県(466市区町) → 20府県(469市区町)</p> <p>10道府県(368市町村) → 12道府県(413市町村)</p> <p>36都道府県(1255市区町村) → 38都道府県(1288市区町村)</p> <p>23都府県(2,612人) → 24都府県(2,659人)</p> <p>4県(平均参加率86.8%) → 5県(平均参加率89.9%)</p>
<p>&lt;政策目標3&gt; 適格消費者団体の空白地域解消</p> <p>3-1 適格消費者団体が存在しない3ブロック(東北、北陸、四国)に適格消費者団体の設立促進</p>	<p>&lt;適格消費者団体数&gt;(平成28年2月23日現在)</p> <p>11団体 → 14団体</p> <p>「NPO法人消費者支援ネットくまもと」(平成26年12月17日認定)</p> <p>「NPO法人消費者ネットおかやま」(平成27年12月8日認定)</p> <p>「NPO法人佐賀消費者フォーラム」(平成28年2月23日認定)</p>
<p>&lt;政策目標4&gt; 消費者教育の推進</p> <p>4-1 消費者教育推進計画の策定、消費者教育推進地域協議会の設置(全都道府県・政令市)</p>	<p>【26年3月末 → 27年10月】</p> <p>&lt;推進計画の策定&gt;</p> <p>11都道府県・1政令市 → 30都道府県・6政令市</p> <p>&lt;推進地域協議会の設置&gt;</p> <p>18都道府県・4政令市 → 39都道府県・11政令市</p>

## <政策目標5>

### 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進

- ・ 高齢者、障害者、認知症等により判断力が不十分となった人などの消費者被害を防ぐため、地方公共団体及び地域の関係者が連携した**消費者安全確保地域協議会（見守りネットワーク）**を構築

#### 【背景】

- ・ 認知症の方を含め、高齢者等を中心に消費者トラブルが増加、悪質化・深刻化
- ・ 相談体制の整備に加え、**消費生活上特に配慮を要する消費者**に対する**更なる取組が必要**  
⇒消費者安全法の改正（平成26年6月成立）により、地域で高齢者等を見守るための**消費者安全確保地域協議会**を組織することが可能に

#### 【制度の概要】

- ・ 協議会の役割: 構成員間での必要な**情報交換、協議**
- ・ 構成員の役割: 消費生活上特に配慮を要する消費者と適切な接触を保ち、その状況を見守ることその他の必要な取組を実施
- ・ 構成員: ・地方公共団体の機関(消費生活センター等)
  - ・医療・福祉関係(病院、地域包括支援センター、介護サービス事業者、保健所、民生委員・児童委員等)
  - ・警察・司法関係(法テラス、弁護士、司法書士等)
  - ・教育関係(教育委員会等)
  - ・事業者関係(商店街、コンビニ、生協、農協、宅配事業者、金融機関等)
  - ・消費者団体、町内会等の地縁団体、ボランティア
- ・ 他分野のネットワークとの連携(福祉、防災等)

#### 【今後の取組】

- ・ 地方公共団体における消費者安全確保地域協議会の設置促進 (**人口5万人以上の全市町**) (「地方消費者行政強化作戦」(平成27月3月24日))

#### 「見守りネットワーク」における地域の連携イメージ

